

新潟市介護認定審査会委員研修実施要綱

1 目的

- (1) 介護認定審査会委員が要介護認定及び要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識，技能を修得及び向上させることを目的とする。
- (2) 介護認定審査会における審査判定の適正化及び平準化を図ることを目的とする。

2 実施主体及び実施機関

実施主体は新潟市とする。

実施機関は福祉部介護保険課及び各区健康福祉課とする。

3 研修の種類及び対象者

(1) 新規研修

新規に介護認定審査会委員に委嘱される（予定を含む。）者とする。

(2) 現任研修

既に介護認定審査に従事している者で実施機関が必要と認める者とする。

(3) 介護認定平準化研修

介護認定審査会（合議体を含む。以下同じ。）の長及びそれに準ずる者等とする。

4 研修内容及び研修方法

(1) 新規研修及び現任研修

次の ～ について研修を実施し， ～ については必要に応じて実施する。

なお，新規研修と現任研修の共通部分については，同時に実施できることとする。

要介護認定関係制度論及び介護認定審査会委員の基本姿勢

社会保障制度，介護保険法，要介護認定等の理論等の要介護認定関係制度論や，前記内容を踏まえた委員としての基本的な考え方等について講義方式によって実施する。

要介護認定等基準の考え方

要介護認定等手続きの一連の流れ，要介護認定等基準の概念，要介護認定等基準時間の設定方法，一次判定及び二次判定の役割等について講義方式によって実施する。

介護認定審査会の手順

介護認定審査会に関する全体的な留意事項，個別の審査及び判定方法等について講義方式によって実施する。必要に応じて演習を行う。

事例検討

審査判定における留意事項等の周知を図るために，介護認定審査会における個別の審査判定において，特に判定が困難であった事例及び審査判定の際に参考となる事例について検討会方式によって実施する。

その他実施機関が必要と認める内容

(例)例審査判定に関する Q & A 及び留意事項，審査判定のための基礎知識

(認定調査項目の理解，認知症に関する知識等)等講義及び演習

(2) 介護認定平準化研修

介護認定審査会における審査判定の適正な実施のために以下の事項に関する研修を検討会方式によって実施する。また，必要に応じ有識者による講義や討議を行う。

判断困難事例の検証

介護認定審査会における個別の審査判定において，特に判定が困難であった事例について検証を行う。

審査判定事例の検討

の事例やその他介護認定審査会における審査判定の際に参考となる事例について検討を行う。

効率的な運営の検討

介護認定審査会の効率的な運営に資する方策等について検討を行う。

市内等情勢の分析

認定支援ネットワーク等を通じて得られる市内等の要介護認定等の実施状況について、特定の地域において偏った認定結果となっていないか等の分析を行う。

平準化に資する方策の検討

， による事例や による分析を踏まえ，地域ごとの要介護認定の平準化に資する方策の検討を行う。

5 講師

(1) 4 (1) の講師は，新潟市職員とする。

(2) 4 (2) ～ の講師は，新潟市職員又は審査・判定に関する知識・経験を有すると実施機関が認めた者とする。

(3) 4 (2) の講師は，特に定めない。

6 教材

厚生労働省の認定調査員テキスト等の関係資料，通知，認定支援ネットワークの関連情報，福祉部介護保険課が各区健康福祉課の協力を得て作成した資料等とする。

7 研修課程標準時間目安

新規研修は，合計 3 時間以上を目安とし，現任研修及び介護認定審査平準化研修につ

いては、合計時間は特に定めず、必要に応じ、定期的に開催することとする。

8 研修実施上の留意点

演習で事例を用いる場合は、個人情報の保護に十分留意する。

9 研修の修了について

新規研修、現任研修それぞれの全課程を受講したものを修了者とする。

なお、修了者に対して修了証の交付はしない。

10 研修修了者等の登録

各区健康福祉課は別紙「介護認定審査会委員研修修了者等名簿」を福祉部介護保険課に提出する。

福祉部介護保険課は新規研修、現任研修、介護認定平準化研修の別に修了者名簿を管理する。

11 介護認定審査会委員研修担当者等会議について

市全体の審査判定の平準化・適正化と研修の円滑な実施を図るため、必要により介護認定審査会委員研修担当者等会議を開催する。

(1) 目的

介護認定審査会委員研修の内容及び方法の平準化並びに認定調査に関する情報提供等により、介護認定審査会における審査判定の適切な実施に資することを目的とする。

(2) 構成員

介護認定審査会会長(又は職務代理者、合議体の長)

各区健康福祉課の介護認定審査会委員研修担当者

(3) 内容

判断困難事例や審査判定事例についての検討

審査会別認定状況等をもとに市内全体における審査判定の平準化についての
検討

審査判定の効率的運営についての情報交換

研修の進め方についての確認

その他

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。